



# 秋田県公報

目 次

告示	1
公告	1

告示

- 道路の供用開始(三二九・道路課)……………1
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(三三〇・会計管財課)……………1

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………1

## 告 示

### 秋田県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次とおり道路の供用を開始する。

平成二十年七月二十九日

#### 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	能代五城目線	山本郡三種町上岩川字柏木岱六 三番四から下砂子沢九五番二ま で

- 二 供用開始の期日 平成二十年八月一日午前十時
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成二十年七月二十九日から同年八月十一日まで

秋田県告示第三百三十号

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次とおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人能代市芸術文化協会
- 三 代表者の氏名  
田 村 昭 夫
- 四 主たる事務所の所在地  
能代市字海詠坂三番二 能代山本広域交流センター内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、能代市を中心とする地域の人々に対し、芸術文化の普及と向上のための事業を行い、もって地域社会の芸術文化の振興発展に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
  - (一) 入会金及び会費の変更
  - (二) 総会の権能の変更

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変 更 後	変 更 前
南秋田郡大潟村字北二丁目 三番地 財団法人大潟村観光物産振 興公社	南秋田郡大潟村字西五丁目 十六番地 財団法人大潟村観光物産振 興公社

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次とおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

(四) 総会の開催及び招集の変更  
(三) 附則の変更

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄